

いのちを守る ヘルメットをかぶろう!



気を付けたい ヘルメット着用ルール

- 学生は塾の行き帰りなど**通学以外**の時でも、普段から常に**ヘルメット**を着用しましょう。



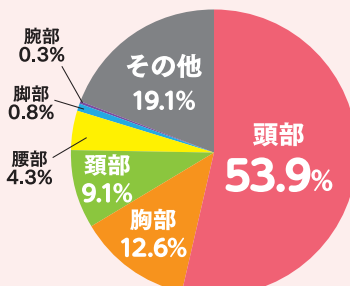
- 児童を同乗させ、自転車を運転する場合など、**保護者**も**自転車に乗る場合はヘルメット**を着用しましょう。



ヘルメットを着用しないと、 どんな危険があるのでしょうか?

自転車に乗っている時の
交通事故で亡くなられた方の

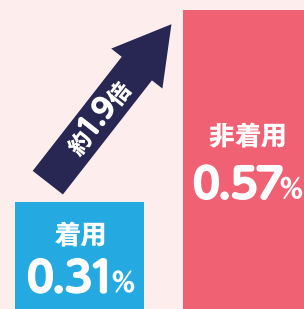
53.9%が
頭部へのケガにより
命を落とされています。



自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)
(令和元年～令和5年合計)

※警察庁ウェブサイトをもとに作成

ヘルメット非着用の場合、
致死率が着用時よりも
約1.9倍
高くなります。

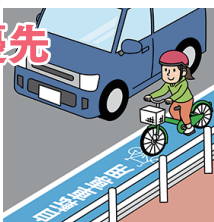


ヘルメット着用状況別の致死率比較
(令和元年～令和5年合計)

きちんと守ろう！ 自転車安全利用5則

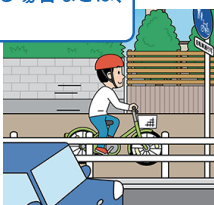
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合などは、普通自転車は歩道を通行できます。

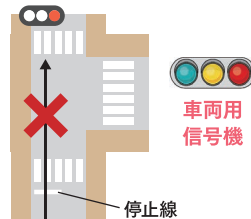
歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を**すぐに停止できる速度**で通行します。歩行者がいる場合は一時停止するなど、**歩行者の通行を妨げない**ようにしましょう。



2 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

車道を走行時は
車両用信号機に従います。



歩道を走行時は
歩行者用信号機に従います。

歩行者が横断していれば、自転車を押して渡るなど、歩行者を妨げないようにしましょう。



一時停止の交通規制がある場所では、必ず停止線の手前で一時停止し、車などが来ていないか直接目で見て安全を確認しましょう。



3 夜間は ライトを点灯

夜間や暗い場所では、必ずライトを点灯して自分の存在をアピールし、事故を防ぎましょう。(反射材も着用しましょう)



4 飲酒運転は 禁止

自転車も飲酒運転は禁止されています。お酒を飲んだら、公共交通機関等を利用しましょう。



5 ヘルメットを 着用

自転車に乗るすべての人は、「いのちを守る」ために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



⚠️ 自転車乗車中のこのような行為も大変危険です！

傘さし運転



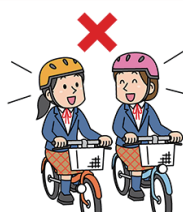
片手運転は運転が不安定になり、傘に視界が遮られ、大変危険です！

スマホ・イヤホン使用



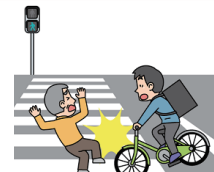
周囲の音や状況に気づかないため、事故を起こしやすくなります。

並進走行



道路を占有し、他の車両の迷惑になります。

横断歩行者の妨害



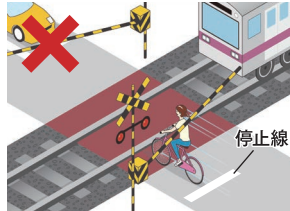
横断歩道は、歩行者優先！横断歩道を渡っている(渡ろうとしている)歩行者がいる場合は、必ず停止線の手前で停車し、歩行者を安全に横断させましょう。

二人乗り



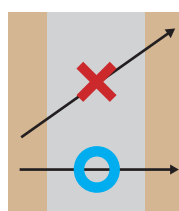
バランスが崩れやすく転倒の危険大。他の交通の妨げにもなります。

踏切不停止



踏切では、手前の停止線で必ず停止して安全を確認しましょう。

斜め横断



道路は、斜め横断できません。※交差点を右折する際は、二段階右折をしましょう。

歩道上で歩行者の通行を妨げる



歩道は歩行者のための道路！歩道通行時、歩行者がいれば一時停止し自転車から降りるなど、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

📢 自転車に乗る際は、引き続きルールを守って安全に利用しましょう！